

四日市市選管告示第18号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を次のとおり設けるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項による読み替え後の第41条第1項の規定により告示する。

平成29年10月4日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

期日前投票所	場 所	期 間
四日市市第一期日前投票所	四日市市諏訪町2番2号 四日市市総合会館1階ロビー	平成29年10月11日から 平成29年10月21日まで
四日市市第二期日前投票所	四日市市塩浜町1番地11 三重北勢健康増進センター1階研修室	平成29年10月14日から 平成29年10月21日まで
四日市市第三期日前投票所	四日市市富田二丁目4番15号 四日市市防災教育センター2階防災センター	
四日市市第四期日前投票所	四日市市曾井町391番地2 四日市市中消防署中央分署3階多目的ホール	
四日市市第五期日前投票所	四日市市大字泊村4184番地3 四日市市南消防署南部分署1階第1会議室	
四日市大学期日前投票所	四日市市萱生町1200番地 四日市大学情報センター（図書館）1階ロビー	平成29年10月19日から 平成29年10月20日まで

(選挙管理委員会事務局)